

[2019年度地域マネジメント研究所ビジネスセミナー]

消費者保護の視点から見た介護保険の問題点： 高齢者の意思決定と家族

日 時：2019年6月28日（金） 14：00～16：30

会 場：青森商工会議所会館1階 AOMORI STARTUP CENTER

司会： 2019年度地域マネジメント研究所ビジネスセミナー「消費者保護の視点から見た介護保険の問題点：高齢者の意思決定と家族」を始めさせていただきます。それでは、早速ではございますが、本日の進行はNPO法人労働問題研究所理事長の尾崎正利様をお願いいたします。



尾崎： ただいま紹介いただきました尾崎でございます。今日のこのセミナーは、私ども労働問題研究所と青森中央学院大学地域マネジメント研究所の共催という形で、理事長の石田憲久様の温かい配慮もいただきまして、実現することができました。石田理事長には大変感謝申し上げます。私自身、今から4年ぐらい前まで、この青森中央学院大学で教えていました。13年間、青森の地で、雪国で頑張って教育や研究を続けてきました。

退職した後、元の住所である三重県の名張市、ここは伊賀忍者のふる里でございまして、百地三太夫の生家のあるところで、今でも百地一族が暮らしておりますが、のどかな山村で生活しております。現在、三重県津市にある江戸橋というところで、NPO法人労働問題研究所を立ち上げて研究活動を継続することにしました。

お手元に、僭越かと思いましたが、一枚の表裏のNPO法人労働問題研究所についてのパンフレットをお配りしています。そこに設立の経緯や活動の概要を述べておりますので、ご参考にしてください。私どもの活動の基本原則は、研究者の研究成果をホームページ及びIWHR研究年報などで公表いたします。それらをどういう形で皆さんに受け取っていただくか、今後どのように利用していただくかは皆さんそれぞれにお任せすることにしております。われわれはそれらの材料を、しかも正確な材料を提供したいということを目的にして、研究成果公表の主要な場の一つであるセミナー活動を行っております。

宣伝はこれぐらいにしておきまして、本日は本澤巳代子先生に講師として特別のご支援をいただきました。社会保障に

関わる大きな問題の一つであります老人介護の保険制度を取り上げます。ちょうど共催の青森中央学院大学地域マネジメント研究所の設置母体「青森田中学園」が社会福祉法人中央福祉会として介護老人ホームを設置しておられます。そこでさまざまな取組みをやっておられることもありまして、それでは老人介護の問題について、介護保険制度の仕組みと問題点と施設での工夫を一緒にしてセミナーをしたらどうかということで、本日のセミナーを開かせていただくことになりました。詳しくは、本澤先生の講演からお聞きいただければ、制度とケースを総合した理解が得られると思います。



本澤： 筑波大学の一応名誉教授という肩書がついている本澤でございます。私は、今66歳です。45歳のとき、大阪で母を看取った2週間後に筑波大学からのお話があったので関東へ行っちゃったという、関西からしたら裏切り者でございます。尾崎先生は、私が関西大学の大学院に進学したとき、博士課程におられたボスみたいな方でした。その方からお声が掛かったらノーとは言えませんので、こちらに來させていただきます。

今回、青森は全く初めてでございます。新しい土地に行くことは好奇心をそそりますので、大好きです。今日は青空

で素晴らしいなと思っています。たぶん関西だとこんなんじゃないな、蒸し暑いだろうなと思います。ちょっと風は強いですが、青森の方がいいなと言ったら、尾崎先生から「冬は違うよ」とさっき言われてしまいました。それでは本題に入ります。

私は、法学の分野では非常に異端児でございまして、家族法と契約法などの民法、社会保険と福祉などの社会保障法、両方の分野を専門としております。なぜこんなことをしているかという、家族の中の問題というのは、家族の中だけで解決できないときは、社会と連携しながら解決していかないといけない。家族だけにされると孤立してしまう。特に子どもは、訴える場所もなくて、ただ一人で問題を抱え込んで苦しむことになるので、それで社会と連携して問題解決したい。最初は自分自身の親の離婚問題に巻き込まれたのがきっかけで始めた研究ですが、だんだん親が高齢になっていくにしたがって、高齢者関係の法に入っていくたということです。

すなわち、私は自分自身の問題を解決するために、生活者の目線で法律を見るということになります。その結果、公の福祉行政に関わる法律も、私たちの私的な生活に関わる法律も全部一緒にやってしまうので、広く浅くみたいな感じになってしまいます。女だからこそ、縦割りではなく、生活者の視点でものを見るという意味で、私は非常に必要なことだと思っています。今日は、法学者の人はあまりいないだろうと思いますが、私の生活者目線でのお話は、普通の法学者からはいろいろとクレームがつくことがございます。もっとも、ここにおられる皆さんには、そんなに違和感はないかと思

います。

どうしても最初に家族の話をしないと次に進めないみたいなどころがあります。なぜかと言いますと、昔の明治民法の家制度が社会慣習として現在も残っているからです。学生にもいつも言っていたのですが、独身で若い女は良い女「娘」だよ。結婚すると夫の家に入って家の女「嫁」になる。そこで跡継ぎの子どもを産めよということになる。そして年を取って女が古くなると「姑」になる。「漢字は素晴らしいね」と、学生に言っていました。すなわち、明治民法では、家を構成するメンバーが結婚するにしても、子どもを産むにしても、すべては家の継続という目的のためにある。自分の好きな人と結婚するなんていう単純な話じゃない。家風に合うか、子どもは産めるか。不妊は全部女のせいということで、子どもが産まれないとダメということになっていた。いわゆる「3年子無きは去れ」ということになります。

次に、「妻の無能力」についてお話します。今日、契約のことを話せと言われていたからです。妻の無能力とは、夫の承諾なしに妻が取引をしたり、単独で商売したりはできないということです。昔、「女・子ども」と言って、十把一絡げにしていたのですが、妻は正に子ども扱いされていたのです。すなわち、妻は自分一人では何もできないという扱いで、自立して生きる道が全く閉ざされていたということです。当然のことながら、妻は家に従属し夫と家長の命令に従うということになりました。

それが戦後になりまして、憲法が改正され、男女平等と個人の尊厳が宣言されました。その結果、結婚は男と女が自分たちの育った家庭を出て新しい家庭を築

き、そこで子どもを産んで育てるということになりました。要するに、それぞれが好きな人と好きなように新しい家庭を形成しましょう、そこで子育てをしましょうということ。理屈ではなく、誰が好きとか嫌いとか、相性が良いとか悪いとか、そういう自分たちの気持ちや感覚を大切にしましょう。そして男女が合意のもと結婚して夫婦生活、親子関係を築いていきましょうということです。むしろ自然なことを謳っているということになります。

しかし、どうしても社会的因習で、昔の家制度の名残が出てしまいます。家の跡継ぎの長男とか、長男の嫁とかです。私は三人姉妹の末っ子ですが、父から目の敵にされた理由が、「また女か！」でした。「男の子が欲しい」という発想自体は理解できるのですが、「家の跡継ぎ」という考えが因習として残ったのです。今の民法が言っているのは、二人の気持ちを大切に、二人の子どもを二人で協力して育てていく。こんな当たり前のことを言っているのですが、昔はそうではなかったということ、特に若い人たちには認識してもらって、後戻りさせないようにしていただきたいです。今の民法では、夫婦は平等ですから、当然のことながら夫婦で話し合って、夫婦で生活を成り立たせるようにやっていきましょう、ということになります。お互いのその時その時の子育てとか、いろんな高齢者の介護とかありますから、仕事するといってもフルタイムだったり、パートタイムだったり、いろんな形で組合せることになるでしょうから、そういう家族の生活なんかもお互いに話し合って決めていきましょうということになります。

日本によくある夫婦の役割分担の例として、お小遣いで生きているサラリーマンのことを話しますと、ドイツでは皆「えー！」と必ず言います。「えー！大の大人が小遣いで生きている？子どもじゃないの？」毎月3万円とか、奥さんからもらっているよと答えますと、「何のために働いているの？」と言われます。ドイツの男性陣だけじゃない、女性陣も言います。日本ではよくある夫婦の在り方ですが、ちょっと疑問に思う独特な夫婦関係なのかも知れません。しかし、それも話し合いです。そして、夫婦の未成熟な子どもに対する扶養義務も夫婦の話し合いです。未成年の子どもだけじゃなくて、成人に達したが未だ自立のできていない子どもたち、典型的には大学生と言われていますが、独り立ちしていない子どもの扶養に関しても、親が一定の責任を持つという形になっています。

しかし、子どもの生活費を誰がどうやって負担するかは、民法の中に明確には書かれていません。「こんないい加減な民法はあかん」と皆に言っています。それを明記しようと、法律家の間では改正を要求していますが、どうも幸せな家庭しか知らない方たちには響かないのか、未だに明文規定には至っていません。今、いろいろな民法改正の議論は進んでいますが、これはちょっと飛ばされていますね。

高齢者に対する扶養義務に関してはどう書いてあるかと言ったら、まだ何も特別には書かれていません。一般的な親族扶養としては、直系血族、つまり私たちを入れたお父さんお母さん、おじいちゃんおばあちゃん、下は子ども、孫という直列で血のつながっている関係、それか

ら兄弟姉妹、これが当然の扶養義務がある関係と言われています。それでは、三親等内親族ってなんですか？叔父、叔母、甥、姪、結婚でつながった舅、姑、いわゆるお嫁さんやお婿さんです。その方たちに関しては、特別な事情と家庭裁判所の判断がない限り、互いに扶養義務は負いませんということです。つまり、夫婦は、それぞれの育った家庭から出て新しい家族を形成しますから、それぞれが扶養義務を負うのは自分の両親です。自分の両親をお金で養うのか、物理的に養うのか、どうするのかは方法の問題ですが、自分たちの親の面倒を見る。血の繋がっていない自分の配偶者の親、舅姑の面倒を見る義務はありません。しかし、本来面倒を見るべきである夫が仕事で日常的には親の面倒を見られない。じゃあ代わりに、その妻が夫を助ける形で、夫の扶養義務の履行を補助する形でやっている。だから義務じゃないです。だから権利もないです。そういうふうになります。

次に、扶養の方法ですが、原則は金銭の支払いです。要は金。民法って面白いことに金と物が好きです。資本主義だから、何となくわかりますでしょう。金と物です。愛情なんて、どこかに行っちゃっています。当然ながら、愛情なんて法律に書けませんからね。よく言われる親との同居、すなわち引き取り扶養ですが、例外というふうに扱われています。つまり、家制度の中で、同居する長男の嫁が舅姑の世話をするのが当たり前という戦前の考え方とは、全然違う発想になっているということです。社会慣習はともかく、法律の勉強をすると、いわゆるお嫁さんが舅姑の面倒をみるというのは、ボランティアだよねということにな

ります。だから、本当にやりたくもないのに強制する手段は、ここで言う家庭裁判所まで持って行って、特別事情で他にみる人がいないから、この人しかいないから、しょうがないでしょというときしか義務づけはできません。お嫁さんが嫌だと言ったら、それまでですということになります。

家庭の中で親の面倒をみるのが当たり前だよと、昔ながらの、戦前のような、いわゆるお嫁さんが舅姑の面倒をみる。夫には他に兄弟姉妹がいるのに、何故か知らないけれど、長男の嫁が舅姑の面倒をみるのは当然みたいにして戦前のルールが押し付けられ、それをいかにも素晴らしい家族の支えだ、愛だという形で言っていたのが80年代の頃ですね。私が大学院に通っていた頃ですから、よくわかっています。

この頃には、日本の女は子どもを産むのが好きだから少子化なんかくるかって、おじさんたちが社会保障法の学会でも言っていました。私は絶対に少子化がくると思っていました。私自身もそうですが、女は仕事か家庭かを迫られて、苦しい選択、決定をします。おじさんたちは自分で子どもを産んだこともないくせに、無責任なことを言うなと思っていました。だから、おじさんたちは家族が良い、家族が良いと言うのですが、女の犠牲の上に成り立っている家族だっていう発想がないのです。もっとも、女性陣も子どものときから、たぶん、良いお嫁さんになれば生活が安定して幸せだよと洗脳されたのでしょうか。しかし、私はその洗脳を受けるどころか、自立しろ、自立しろと母にうるさく言われて育ちました。自立と家族形成の二足のわらじがうまく履ける人は良いですが、履けない人

間もいるわけで、その辺が難しい。ところが、やはり家族神話が非常に強くて、この80年代はオイルショックの後で経済も停滞していましたから、あまり税金をつぎ込んで福祉施策を拡張するのはしんどい。それを家族に押し付けるという感じで、とにかく日本は、日本型福祉社会で家族が頑張ろう、みたいなことを政治家が言っていた時代です。

しかし、それではうまく行きませんでした。結局、お金をつぎ込んで、税金をつぎ込んで、90年代もいろいろとやってみたのですが、施設を造るばかりです。在宅サービスだって、社会福祉法人の数が知れていますから、それだけではどうにもならない。みんなの考え、それは市場経済ですよ。放っておいても、民間の企業にとっていい餌を吊るせば、採算が取れば民間企業が入ってきます。限られた社会福祉法人だけがやるのではなく、民間企業が入るようになったら市場が勝手に大きくなるから、税金をつぎ込まなくても勝手に市場が動くよねと言って、入れてみたのが介護保険です。ですから、介護保険の議論をするとき、それまで税金で行政が主体となって、誰が介護や福祉の支援を必要としているか、特に同居の方はいないかを判断し、子どもさんがいたらもう対象外みたいな感じでやってきていた。それが、最終的には介護保険ということになった。そのとき、ドイツのスタイルをまねたと皆さん言いましたが、全然似ていません。

ドイツの介護保険の場合には、障害児や障害者も含め、国民全体を対象にしています。ですから、高齢者だけに重点を置いた日本型のものは、高齢者介護保険です。韓国もこれをまねています。むしろ、障害児や障害者を介護保険の中に入

れようとしたとき、誰が一番抵抗したのかと言ったら、障害者団体です。障害者団体もいろいろな団体があるので、賛成するところと反対するところがあり、結局のところ入らなかったという経緯があります。

介護保険法は2000年4月1日に施行されました。従来は行政が決定していた福祉の措置ですが、社会保険をベースにした市場を形成し、そこに民間企業を誘致するということです。従来の措置制度から、利用者が自ら事業者を選んでサービスも選べますよという民間型の制度になったということです。しかし、その際、契約という言葉は一切使われていません。なぜかと言うと、介護保険を議論する政府の委員会のトップは東大の行政法の大森さんでしたが、行政法の人たちは民法の自由契約というものが大嫌いだそうです。自由、対等、平等が嫌いなのです。行政の上から目線で、こうしてあげたのだから、これをありがたく受けなさいという発想が非常に強いのです。

それが私は嫌だったのです。私は、お仕着せの学校教育に合わなかった人間ですから、とにかく定食メニューは嫌、私がつ一つ、一品一品を選びたいと考えていたので、それでドイツ型を本当の意味で入れたいと思いました。ドイツは全部契約だったのです。特別養護老人ホームへの入所もそうです。個人で全部費用負担ができないときは、不足分を社会扶助でカバーします。ドイツの社会扶助は、日本の生活保護と違って、もうちょっと広い高齢者、障害者、母子家庭の児童、あるいは外国人を含めて、生活上に支援が必要な人のための公的給付です。結局のところは税金ですけれども。税金で皆さんが費用負担できない部分は

埋めましょう。しかし、あくまでも住むところを選ぶのは皆さんの自由ですよ。高齢者の自宅、高齢者の施設や住宅、いろいろな形のをを自由に選んでくださいということですよ。

日本の場合には、契約という言葉は、委員会の審議記録の中を探しましたけれども、一回しか出てこない。中間報告までの間に一回。その後、契約、契約と言って騒ぎ立てたのは私です。私の罪ということですね。介護保険で民間企業が入ってくる。それまでは、もっぱら社会福祉法人がやっていたわけですよ。もともと社会福祉法人や社会福祉協議会の方が考えて、限られた中でそれなりの気概を持ってやってこられたところに、民間事業者として千差万別の事業者が入ってくるわけですよ。金の亡者、高齢者なんてどうでもいい、食い尽くしてやれと思っている連中だっただけ入ってきます。そういう人たちから高齢者を守っていかなければならない。日ごろ、高齢者は介護や支援がないと日常の生活が送れないというような状況に陥っていて、例えば訪問介護などを使うわけですから、ある意味弱い立場に立たされてしまう。いくら契約自由を謳ってみても、何の助けもいらない全部自分でやれる人間と、日常生活で支援が必要な人とは違いますよね。強いことを言えなくなってしまいます。だから、そこを、どうやってサポートしていくかという議論が必要になります。これは消費者保護的な議論です。しかし、これがなかなか浸透しないということで、ずっと私もイライラしています。

その中で、高齢者の介護について、民法で言っていることと、介護保険で高齢者介護の社会化と言っていること、その

両方がコラボしていない。民法の中では、扶養の方法の一つとして老親の引き取り扶養というような形、あるいは近居で通いながら面倒をみるというようなことを含めて、扶養という形でしか議論されていません。子どもの場合には、身の回りの世話、つまり身上監護が議論されるようになっていますが、高齢者についても身の回りの世話が言われています。これについて、民法は、ちゃんと書いていません。

子どもの場合、扶養は金だと言って、父親が身の回りの世話もせずに、金稼いでいるから俺が偉いだろうと言う。しかし、赤ちゃんの横に金を積んでも、ミルクをやらなかったらそのまますぐ死んでしまう、なぜ身の回りの世話をちゃんと書かないのかと、私、関西の民法研究会の席上、男の先生たちに噛みついていったわけですね。嫌われましたけれども。つまり、自分が子どもの身の回りの世話をやっていないから、なかなか感覚として分からないのです。それはその方たちの罪ではないですね。

例えば、離婚したときに母親が子どもを引き取った場合、母親は子育ての喜びを得るのだから、それを得られない父親がなぜ金を払わなければいけないみたいなことを言う。自分の子どもじゃないの？育てる喜びもあるけれど、苦勞もある。その苦勞の方は分からないのですかと言っても、男の先生たちには分からないのですね。だから、私は、経験というものがとても大事だと思っています。

高齢者の介護の場合にも、あまり若い方、それも霞が関でちょうど主査を務めているのが30代くらいですかね、たぶんあの方たちには分からないだろうと思っています。だから、せめて1週間でも良

いから、ボランティアとして、ちょっとややこしい認知症の高齢者のお世話をさせていただきませんかねと、いつも冗談で言っています。そしたら、彼らは自己嫌悪に陥ると思います。もう本当に1日ですらもたないだろうと思います。自分が自分を一度突き抜けてみないと、とても許容ができないということすら、たぶん分からないだろうなという気もします。ちなみに、私の父親も認知症になったのですが、初期段階で関わったとき、私もかなり自己嫌悪に陥りました。

認知症高齢者の介護も、介護保険という形で社会化しました。しかし、高齢者介護が社会化したと言っても、実際にはつい最近のことです。2016年の統計を見ても、やはりほとんどは配偶者がみている。そして子どもがみる。子どもの配偶者、お婿さんはあまりみないので、お嫁さんがということになります。全体の6割が同居しながらみている親族です。事業者は結局そんなに多くはなく、13%です。もちろん主な介護者ですから、一番の役割を誰が演じているかということですから、配偶者も以前であれば100%だったのが、例えば事業者さんが一部やってくれるだけでも、ちょっと息抜きができることになります。そういう形で息抜きができるだけでも、リフレッシュの時間ですからとても大事なのですが、そういうことも含めて少しは改善されたとは言いながら、高齢者介護は相変わらず同居の親族がやっているということになります。今日は、高齢者虐待の話はしないことにして、そのまま介護保険の話に入ります。

介護保険法は2000年4月1日に施行されましたが、実際に法律ができたのは1997年の年末です。ということは、2年

ちょっと準備期間があった。それぐらい大きな制度改正だったわけです。だから一見すると、特別養護老人ホームやホームヘルプサービスなどいろいろなものがあるにあって、そのマーケットが広がっただけのような言い方がされたりしましたが、そんな単純なものではありません。単純なことであれば、すぐにやれます。しかし、2年も準備期間が設けられたのです。やはり市場が変わるということは、非常に大きな変化だということ、霞が関も分かっていたということです。

これから、介護の契約の話をしていきます。スライドに示した図は皆さんもよく見られると思いますが、政府が作成したものです。この図にあるサービス事業者、すなわち介護保険のサービス事業者、ホームヘルプなどのサポートサービスの事業者は、皆さんから見て私たちと同じ権利の主体になる「人」だということを認識されていますよね。

例えば所有権、家の所有権とかですが、会社も建物の所有者、個人ではなくて会社の物と言いますね。つまり、会社も私たちと同じように権利の主体になれるのです。ですから、会社が行動をする、契約をするというときも、会社が権利の主体になります。これを「法人」と言います。法の人と書いて法人と言います。

これに対し、要介護認定を受けた要介護高齢者は「自然人」です。私たちのような、息をしている、ご飯も食べている人間のことです。この自然人と会社という法人、つまり法律上のフィクションで人格を認められ、必要な範囲でだけ法律で認められた人との間で、介護サービスを提供し、その利用料を払いますよという約束事が、「契約」という形で結ばれ

ていますということです。

契約の成立には、申込みと承諾という意思の合致が必要です。例えばコンビニで物を買うときのことを考えてみましょう。コンビニに商品が金額付きで展示されています。展示されている中から、今日はこのお弁当にしようとか、あるいはこのお茶にしようとか言って手に取ります。そのまま持って逃げたらだめですから、ちゃんとレジでお金を払います。レジに商品を渡したところで「買います」という意思表示になります。例えば「これください」、ただでくださいとは誰も思っていませんけども、「これください」と言いますね。そして、料金を払います。お店で陳列されていた表示の金額ですよ。場合によっては特売の金額かも知れませんね。皆さん、金額も商品も含めて選んでいますから、その品物についてレジでお金を払って、お釣りをもらって、そこでちゃんとお互いが約束を果たしたら、その品物が自分の物になるから、品物を受け取って持ち帰ります。万引きにはなりません。このように申込みと承諾があって、ここで契約が成立し、そこで互いに約束したことを果たします。コンビニでの品物の売買の場合には、買い物のに終わっている。

しかし、それがちょっと長く続くことがあるわけですね。継続契約と呼ばれるもので、例えば借家契約があります。ずっと住み続けるために契約を結びます。介護サービスも普通そうですね。毎日来てもらおう、あるいは週に2日来てもらおうために契約をする。継続契約を結びましたから来てくださいね、はい行きますよ。でも突然キャンセルなんかも起こるかもしれません。その時には、契約のルールに従ってやってください、お約束

していますからね。あれがまさに契約です。だから日常では、皆さんそんなに意識せずに、実は契約をちゃんとしていらっしゃるのです。

契約の意味は何か理解できているのは、皆さんがちゃんとした判断能力をお持ちだからです。この介護契約って何か、サービスを利用するって何か、利用料を払うって何か、皆さんもう子どもじゃないから分かりますよね。何かしてもらったら、お金を払うんだくらいに思っていますよね。それが身内だったらただなのに、他人にしてもらったから、お金を払わなくてはいけないのだな、という感覚で皆さん思っている、それが判断能力です。法律用語って何かむやみやたらと難しく書いてあるだけで、日常の会話で言ったら全然難しくない。私たちの判断能力、事理弁識能力とは、物事の道理を判断する能力にすぎませんが、なぜか知らないけれど、民法の条文には事理弁識能力と書いてあります。

次に行為能力、これは、私たちの判断能力が、例えば今契約をするとき、あるいは一か月後に契約の内容を変更しようとか、一年後にその契約の内容を変えようとか、あるいは解約しようということが、介護のような継続契約の場合には出てきます。その度その度に、皆さんの判断能力があることをいちいち個別に証明しなければならない。結構大変ですよ。それこそ毎回コンビニに入って品物を買うために、いちいち入口で能力テストをしないと中に入れてもらえないようになるよ、と学生によく冗談を言っていました。そういうことになると大変なので、それをカテゴライズしたような形で、法律上の効果を発生させる行為、これについて判断能力があるかないかを決

めれば良い。例えば、成人に達すると皆さん一般的に判断能力はある。それなら、判断能力のない方をカテゴライズしたら良いですねということになって、後でお話しますが、民法では制限能力者という形で出てきます。

実際には法律効果が発生しないような行為も、私たちは日常生活でいっぱいやっています。例えば、よく学生に言うのは、今日はデートしようと思っていたら、友達から飲みに行こうと誘われた。どちらかをキャンセルしなければいけない。これは契約ではなく単なる約束ですから、人間関係は悪くなるだろうけど、どちらかをすっばかすしかない。これにお店の予約が関わっていると、少しややこしくなる。予約のキャンセルに解約金が発生するケースが関わってくると、これは店との関係で法律が関わってくることになる。

日常生活の中でも、契約となるといろいろとややこしくなります。契約には諾成契約と要物契約があります。要物契約の典型と言われるのが借金契約です。先ほどは諾成契約のことを話したのですが、要は申込みと承諾があったら契約が成立し、お互いに権利と義務が発生します。サービスを提供してちょうだい、ちゃんとした内容のサービスでないと、約束したサービスでないとダメ、ちゃんとしたサービスを提供してくれたら約束した利用料を払う。もしも提供されたサービスが約束と違っていたら料金引けよ、今日はただにしろとか言うかもしれない。今日はそんなサービスは要らないから帰ってということになるかもしれない。そういう継続的な契約の場合だったら、毎日の生活の中で若干違うことが発生するでしょう。

しかし、借金の場合には、まず借りたお金が皆さんの手元に届かないと、「貸します、借ります」だけで契約が成立したら大変なことになります。借金契約をしました、返済する義務は発生しましたが、まだ手元にお金がありません。そんなの嫌でしょう。だから、皆さんの手元にまずお金が渡されるのです。このように、日頃やっている売買とか物の貸し借りとか、サービス提供とかとはちょっと違うタイプの要物契約もありますが、普通は申込みと承諾で成り立つ諾成契約が一般的です。

それでは、介護サービスの利用者さんと事業者さんとの間でサービスを提供しましょう、提供してくださいという契約はというと、法律上のめんどくさいカテゴリーでいくと準委任契約ということになります。後でお話する任意後見契約は、契約のような法律行為を本人に代わってやるということをお願いするものですが、これは準が付いていない委任契約になります。準委任契約というのは、法律効果を発生させない事実上の行為、例えばホームヘルプサービスを提供するとか、ケアマネさんがケアプランを立てるとか、そういった事実上の介護関係のサービス提供が準委任契約になるのです。このようなことは、法律の専門家でなければ覚えなくて構いません。準委任契約という言葉が出てきたら、どこかで見たなぐらいに思っただけであれば良いです。

次は、契約の法律効果についてです。契約は任意に履行するのが原則です。自由意思で約束したのですから、約束を果たすのは当たり前ということで、物を買ったら代金を払う。分割払いだって約束したのであれば、分割払いで月々いく

らか支払う。でも途中で支払いができなくなりました。借金しました、最初は返済していましたが、途中でお金なくなって返せません。そうなると、任意の履行ができなくなるので、債務の履行を強制することになります。たぶん皆さん聞いたことがあると思いますが、これが強制執行です。物が関わっている契約の場合には、強制執行はわりに簡単です。これが「与える債務」というものです。皆さんの手元にある物であれば、私が奪おうと思ったら奪えますから、皆さんの物をガバッと直接抑えてしまうのです。

これに対し、「為す債務」というのは、労務に関わるものです。介護サービスは労務ですが、労務の提供は、その人の人格とか自由意思を無視して強制的に無理やりやらせるわけにはいかないものです。無理やりさせるとなると、強要罪になってきますね。無理やりコンビニの店員さんに土下座させてとかありますね、それこそ強要です。物理的に力が加わって怪我でもさせたら、傷害罪になったりもします。だから、為す債務の場合、普通の介護サービスのように代わりがきくものであれば、代わりの人にサービス提供をさせて、そのために発生した経費は、本来約束を果たすべきなのに果たさなかった人に請求するという形が取られます。

代わりのない為す債務もありますが、その例としてはタレントさんのように、代わりの人では何の役にも立たない、有名なタレントが来る代わりに、その辺の駆け出しのタレントが来ると言っても何の意味もないですね。今の介護保険では、ケアマネージメントのご指名制は難しいですが、完全指名制みたいになったら、素晴らしいピカイチのカリスマ・ケ

アマネージャーさんが出てくるかもしれませんが。そうになったら、代わりがないパターンになる可能性もあります。しかし、今は、介護サービスの利用者は事業者さんと契約を結んでいますので、事業者側からケアマネさんを紹介されるということで、この人が合わないと言ったら他の人を紹介されたり、この人が辞めちゃったら次の人を紹介されたりということになるので、代わりのある為す債務ということになります。

先ほど言ったように、為す債務の場合には人の意思が非常に強く関わるため、約束が果たせないというときは、契約を解除することもできます。最初から契約がなかったことにして何をするかということ、原状回復させることになります。現状ではなく原状、大元の状態に戻す、ナッシングということです。

例えば介護サービスを提供しましょう、その利用料を払いましょう。しかし、事業者が約束違反があったので、これはなかったことにして、他の事業者とサービスの提供契約を結びましょう。そのとき、元の契約をそのままにしておくわけにはいかないの、これをナッシングにしましょう。自分で本来のサービス内容を誤解しているのかもしれませんが、事業者がちゃんとしたサービスを約束の時間に提供してくれない。このまま、お金だけかかるのは嫌だ、じゃあもう解約しようというときに契約の解除ができます。そして、最初から何もなかったような形に戻そう。戻せないものについては、お金で埋め合わせをするということになってきます。

例えば交通事故を起こして、人を死なせてしまったとき、お金で賠償することになります。目には目を歯には歯をで、

人を死なせているからお前も死ぬとはいかないからです。それだったら、法律はいらなくなっちゃいますね。結局のところ、損害賠償という形で発生した損害を金銭カウントして、加害者が被害者にお金を支払うという、ある意味での割り切りですね。それを皆さん全員が支持しているわけではありません。人間は感情の動物ですから。しかし、法律上は、お金で発生した損害を埋め合わせるという形にしているわけです。

利用者と事業者との間に信頼関係がなかったら、契約という約束なんかしないわけですよ。ところが、その信頼をどちらかが裏切ったということで、結果的に発生した損害がある。心の痛みも、もちろんあるかもしれませんが。そういうときは、慰謝料という形になります。すなわち、経済的な損害は損害賠償請求で埋め合わせる。それ以外については、例えば精神的なものは慰謝料で埋め合わせるということです。

そうしますと、約束違反が発生したとき、金銭による損害賠償が請求される。じゃあ、初めからそういう約束違反が発生したら、こういうふうにお金で解決しましょう。いちいち当事者間で損害賠償の交渉をするのは面倒なので、初めから決めとけばとなりますね。これが違約金です。約束違反があったら、この違約金を払うことで契約はなかったことにしましょう。これを事前に決めておくことができるようになっていきます。

そうすると、どうしても事業者側が有利になってしまいます。契約書は事業者側が用意するわけで、相手は、普通は素人ですからね。事業者側は大きい事業者ばかりでなく、法律のことを知らない小さい事業者さんもいます。大きい事業者

さんは顧問弁護士を抱えていますよね。弁護士は別に正義の味方ではなく、依頼主の利益を守るのが弁護士ですから、依頼主から頼まれたこと、トラブルを事前回避するために文書を書きます。そのとき、事業者側が自分の利益だけを考えて、違約金を事前に契約書の中に書いておこうとします。その違約金があまりにも法外な金額で、いくらなんでもそれはひど過ぎでしょうということ、よくやり玉に上がったのは語学学校とかエステとかです。何回通って来たら、トータルでいくらのお金だけれど、途中で解約すると、すごい違約金を払わせるとか、そういうのがありました。それで問題になったのです。

つまり、消費者と事業者を比べますと、いくら契約は自由、対等、平等と建前を言ってみても、事業者さんは法人、へたすると大企業です。でも私たちは普通の一般市民です。事業者と一般市民、その情報量とか情報の内容、専門性を比べたら、よっぽどの市民でない限り、当然事業者の方が上に決まっていますね。交渉力も違います。事業者には、交渉するために営業の人たちがいたりするわけです。あるいは、会社によっては法務部があって、法務部で契約書の内容を練っているわけです。そうすると、私たちのように普通に暮らしている人間とプロとでは、争っても普通は負けるのが当たり前じゃないですか。この力の格差があるからこそ、契約当事者の自由、対等、平等を守るためには、その格差を埋めないといけないですね。

この一定の保護を消費者に与えましょうという契約が「消費者契約」です。そして、一定の保護を保証するのが「消費者契約法」です。この消費者契約法が施

行されたのは2001年4月1日、成立したのは2000年5月12日になっていますが、実は介護保険法の施行に合わせて施行しようと言っていたのです。しかし、医師会の反対でもって審議が進まず、これが1年延びてしまったのです。なぜ医師会が反対したかと言うと、この消費者契約に医療契約は当たらないと言い張ったのです。でも、医療ほど専門性の高いものはないです。ところが、患者と医者の間は契約じゃないというのが、医師会の公式見解です。それなら、医者は誰と契約していると思います？医療保険の保険者です。すなわち、医療保険の診療は、医者と保険者との契約で、患者は単にその利益を受けているだけの存在です。それは、医師会の顧問弁護士が言っていました。もう呆れかえってしまいました。だから、私たちが患者としてお医者さんを選んで、ここで契約を結んでいるという、私たちの普通の市民感覚とはずれたことを、医師会は公の見解として言っている。その結果、消費者契約法の成立が1年ずれました。その結果、何が残りしました？社会福祉法です。

社会福祉法は、社会福祉関係の事業や社会福祉法人さんに関わっている法律ですけれども、その中には福祉サービスの提供に関して、利用契約のことが書かれたのです。福祉サービスの利用契約についての説明であるとか、文書の交付が明記されました。契約は口約束でも良くて、文書にしなきゃいけないわけではない。むしろ文書にするのは非常に重要な契約です。例えば不動産売買するとか賃貸借するとかいうと、契約書を交わしますよね。住まいはすごく大事だから。不動産取引の場合、特に売買は金額が高くなりますから、後からトラブルが起こり

やすい。だから文書にします。

福祉サービスの利用契約が文書になったのは、私たちが頑張ったおかげと言うか、国民生活センターもだいぶ頑張ってくれました。社会福祉法人さんからすれば、こういう契約という感覚は最初の頃はなかったですね。福祉サービスは行政がずっとやってきて、行政との間で委託契約を結んでいた社会福祉法人さんからすると、行政から指示された人にサービスを提供する。これが介護保険の前の時代です。

ところが介護保険では、利用者さんが事業者を選んで契約を結ぶ。そうすると、利用者に対する情報の提供や説明がすごく大事になりますね。これは利用者のためだけでなく、事業者のためにも大事なことです。ちゃんとやっていないと、特に高齢者の場合には、聞いたこと自体を忘れてしまう。「説明したでしょ」「聞いてへん」となるので、それを説明しました、じゃあチェックしていきましょうとか、いろいろな形でトラブルを避けるということを考えることになります。だから、2000年4月1日の介護保険法施行に間に合うように社会福祉法の改正がありました。従来、こうした条文は全然入っていなかったのに、それが入った理由が、先にお話した消費者契約法の施行の遅れでした。これは怪我の功名で、良かったなと私は思っています。

次は、介護保険です。皆さんご存知のことだと思いますけれども、基本的には65歳以上の方には介護保険証が送られてきます。私も65歳になったときに受け取りました。それまでは送ってきてくれませんので、特別に請求しない限りダメですからね。介護保険証を見られなかった

のですが、ようやく見られるようになりました。私たちがいろいろな介護保険サービスを利用しようとしたとき、事業者と契約を結ぶ、その前に何をしなきゃいけないか、サービスの選択と組合せですね。

しかし、ケアマネージャーさんにケアプランを立ててもらわないと、結局私たちは素人ですから、サービスの組合せと言われてもなかなか分からない。介護保険を導入するとき、よくトラブルのもとになったのが、家族の食事、要介護者の食事、一緒に作ったらダメです。要介護者は、介護者、家族とは別ですとかね。洗濯もそうだし、掃除だって要介護者のベッドのあるお部屋だけの掃除に限るとか、そうです。そんなこと言っても、一緒に住んでいるから線を引けないと思うのですが。介護保険のサービスを乱用されては困るということもあったのでしょが、非常に杓子定規な形でした。

このケアプランに関しては、実はドイツがこういうものを組み込んでいなかったもので、むしろ日本を参考にして、地域限定でケアプランを試験的に導入してみたりしたこともあります。しかし、ケアプランはお金が高くつくので、ドイツでは入れない。むしろケアプランよりも、相談、助言の窓口がいつでもアクセスできるような形で開いているほうが良いということになりました。日本の場合、ケアプランについて皆さんの一部自己負担はないですが、保険ではカバーされていますから、経費はかかっているということになります。

介護保険のサービス利用について契約という形をとった場合、皆さんが多分ご存知の契約書の本文があり、それに別紙のような形で重要事項などを載せてい

く。なぜこういうパターンになったかという、実はこれの大元を作ったのは私たちが、東京都の契約書のモデルを作りました。要するに、霞が関で作る気がないことは分かっていました。契約書という形で民間に関わるところに直接入るといことは、普通は国民生活センターや消費者庁の役割ですから、厚生労働省の役割にしてしまうと権限が抵触しかねませんから、役所の縦割構造からするとやらないです。だったら東京都がやってくださいよと言ったわけです。霞が関の向こうを張ることは大喜びしてやりますからね、東京都。そこで契約書のモデルを作らせました。

私自身は、元々家族法が専門ですから、どちらかと言うと家族介護者支援の方をもっとアピールしたかったのですが。家族介護者支援よりも契約書の方を優先させた理由は、日本で契約を介護分野に導入したとき、たぶん皆さんの感覚というのが、契約書を読めない、あるいは福祉の人たちも契約とかそういうことに対する法律の知識がなく、悪気がなくとも、何となくあるものを使ってしまうことになりかねないと危惧したからです。

私の父親が認知症になったとき、滋賀県に住む父の家の近くに新しくできたケアハウスに入所することになったのですが、設置者である社会福祉法人のことを滋賀県の担当者に確認したら、評判の良い法人でした。ところが、そのケアハウスの契約書を見た私は驚いて、ぶっ飛びました。なぜかと言うと、入所者の支払う料金のことしか書いていない。何してくれるのですか？サービスについて、全く何も書いてなかったのです。その時「何だ！ これは」と思いました。施設

に入れてもらう側には文句を言わせない。これはいかんかと思っていたので、介護保険導入の際、契約書のモデルをちゃんと作っていこうとしました。ただし、医療系の契約書のモデルは作れていません。医療系は、とにかく足を踏み入れてはいけなかったのです。だから、福祉系の契約書のモデルだけを作りました。福祉サービス系は、施設を含めて東京都のモデルが最初で、全国に広がりました。

今は、大手の事業者さんは、自分たちの都合の良いように文面を変えてしまっているはず。しかし、弱小事業者は、制度改正が度々行われた今も、相変わらず東京都版の契約書を少し変えたぐらいで使っています。今は、本当に介護保険の給付も非常に複雑になっていますから、説明をちょっと聞いたぐらいではなかなか分かりませんし、説明するケアマネさんも分からないのではないかと思います。介護報酬もややこし過ぎる。私としては、介護保険は社会保険としてもっと割り切らなければいけないと思っています。あれもこれも保険給付だなんて、医療保険の失敗をそのまま介護保険で繰り返しているような感じに見えます。もう少し割り切った方が、社会保険として本当は良いと思います。足りないところは民間の保険で賄っても良い。まあ、民間保険も介護保険だと言って、この頃テレビで誤解を招きそうなコマーシャルをやっていますけれど。そういうことも含めて、これからいろいろと考えていくべきだと思っています。

もうだいぶ時間が過ぎちゃいましたね。ここからは駆け足でお話します。最初の方でお話しした意思能力や行為能力のお話です。まず、サービス利用契約

ですが、契約当事者に自然人と法人が入りますよ、いろんな権利の主体になることができるのですよとお話ししました。

例えば、社会的経験の少ない未成年者が契約のような法律上の効果を発生させるような行為、すなわち法律行為をするためには、何が必要かを考えてみます。今度、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられますが、未成年者の中には赤ちゃんだっているわけです。意思能力どころじゃないじゃないですよ。未成年者と言っても、赤ちゃんから18歳まで、今だと20歳までがここに入る。しかし、社会的経験なんていったら、せいぜい15、16歳ぐらいでないと無理ではないかと思うのですが。そういう未成年者については、民法の条文に特別な規定があるわけです。皆さんが大学生のとき18歳か19歳ですよ。そろそろ20歳だから成年ですよ。未成年の期間は、ちょっとしか残っていないにもかかわらず、こういう大事なこと、すなわち未成年者が不利になる契約は一方的に取り消せる、損害賠償請求なんてされないですよと大学で学ぶわけです。そういう大事なことを、大学に入るまで誰も教えてくれなかったということです。たまに学校で教えてもらった子がいますが、非常に少数です。だから、成年年齢引き下げとともに、消費者教育の教材も作られたりしています。今日は高齢者の問題ですが、未成年者についてもいろいろな問題が生じるので、これからいろいろな教材を作らないといけないのです。

成年者の場合、今は20歳になれば、重い障害のある人たちも、一応全員まず行為能力者になる、判断能力があるということになります。その上で、判断能力が十分にはないという人に関しては、特別

に行為能力に制限をかけましょうということになります。皆さんご存知の成年後見などが登場するわけです。判断能力が十分でない人が単独で契約を結べるとなると、契約の中身がよく分かっていないにもかかわらず、変な契約を結んでしまう。

高齢者の場合は、へたするとお金がありますから、詐欺まがいの契約でお金を取られてしまうかもしれない。それでバックアップ体制として、サポート人が付くということです。高齢者の能力に応じてサポート人のサポート範囲も大きくなったり小さくなったりします。申立人の中には本人、配偶者、四親等内の親族、すなわち従兄弟姉妹まで入っています。本人の判断能力がないレベルからだんだん軽くなって、サポートは後見、保佐、補助となります。どれも申立人は一緒ですが、家庭裁判所が審判をします。本人の障害、知的障害や精神障害、したがって認知症の高齢者だけじゃないですね。障害のある人に関しても、ちゃんと判定をしてサポート人を付ける。サポート人がみんな良い人ばかりじゃないから、時々、横領とかの報道があったりします。しかし、サポート人が皆そんな悪いことをしているわけじゃないので、サポート人を付けずに放置の方がよほど怖いわけです。

後見等に関する市町村長の申立てですが、青森でどれくらいあるのか調べてくれるのを忘れました。いずれにしても、市町村長の申立ては、東京都がやっぱり一番多いです。成年後見の申立てのために、四親等内親族に市町村から連絡を入れますと、音信不通になることがある。役所から顔も見ただことない従兄弟姉妹の話で急に電話がかかってくる。一度電話

に出たら、二度目は絶対に出ない。そのような話が、しょっちゅうありました。役所から従兄弟姉妹の面倒見ろと言われるという恐怖感が皆さん走ってしまう。単に申立てをしてくだささいと言っているだけなのに、自分がサポートしなきゃいけない。どこかで恐怖を感じるみたいです。

そういうことからすると、むしろ家族がいない人もいるので、市町村長が、高齢者や知的障害・精神障害のある人に関して申立てをして、サポート人を付けて差し上げる。特に自宅を処分して施設に入るときには、サポート人がいなかったら入所契約ができない。そういうふうに強く保護されています。そうすると、市町村長の申立てをしないわけにいかない。実際に認知症高齢者との契約ということで、その実数も分かっています。裁判所の統計数値からも分かるように、申立人は本人の子どもさんが多いですが、市区町村長もここまで伸びてきている。これは現代社会を表していることになります。

そして申立ての動機を見ると、預貯金の管理、解約があります。日常の生活で本人が年金を受け取っていても、本人以外が勝手にお金を出し入れするわけにいかない。銀行も非常に慎重になってきていますね、この頃。要は、家族のトラブルに巻き込まれることを銀行は避けたいので、「ご本人以外はダメです」みたいな形で、非常に預貯金の出し入れがやりにくくなっています。だから、成年後見などの申立てをして、本人ではないけれども代わりの人間、代理人と言いますが、代わりの権限をもった人間が預貯金を下ろして、本人のために使いますよということができるようにしましょうとい

うことです。

その次にある身上監護というのが急が増えています。たぶん介護保険の身の回りのお世話に関する契約かなんかで、前はジャンル分けもされていたものが、身上監護に入ったかなと思ったりしています。この1年前に比べてパーセントが急が増えているので、ちょっと怪しいなと思っています。統計の場合、ちょっと工作しますとすぐにパーセントが変わりますので。先ほど介護保険の施設入所のため、特に市町村長が申立てるケースが非常に多いですよと申し上げましたが、それも関係しているということになります。

成年後見人と本人の関係ということで、サポート人になる人は誰ですかというと、親族が多い。その中でも、子どもが断トツで多いということになります。ただし、親族がやっているのは23.2%になります。これ5年前だと42%です。制度が始まった頃は、大半は親族でした。それがどんどん親族以外の専門職である司法書士さん、弁護士さん、社会福祉士さんが大半を占めるということになりました。その理由ですが、家族、特に子ども同士って結構難しいところがあります。お金の執着しない子どもたちばかりが揃ったら一番良いですが、そのパートナーも含めて、誰か一人でも財産やお金に執着する方がいらっしやると、いろいろややこしくなります。遺産分けのときだけの問題じゃなく、本人が生きているときにも問題になります。本人の能力だとちょっと一人暮らしは難しいと思ったら、例えば大きな自宅を持っていたら、一人の子どもとその家族が同居して世話するよという形で、本人を取り込んでしまう。他の兄弟姉妹が会おうとしたら、

全部拒絶とかです。実際にそのような例はいくらでもあります。

例えば親族が成年後見人になるといったとき、子どもが一人しかいなかったら、他に文句も言う人はいないから楽で良いのですが、子どもが複数いますと、必ず何か問題が生じます。本人である認知症高齢者も、いろいろと“嘘”をついてくれますのでね。私の父の場合にも、たかが知れた金額なのに、私が横領したことになりましたからね。認知症の父がしょっちゅう通帳と印鑑を持ち歩いては失くしてしまうので、ご近所に迷惑だと思って定期預金にただけだったのですが、その定期預金にしたお金、全部私が横領したことになりました。

それを聞いた一番上の姉は、父の認知症を分かっていたからいいのですが、真ん中の姉は疑っていたと言うから、「私は法律家だよ、横領なんかするはずないじゃん、こんな端金って」と言って、三姉妹で笑ったのですけどね。やはりどこかで猜疑心みたいなものがある。そんなはずない、でもひょっとしたらみたいな、まことしやかなことを認知症高齢者が言うものですから、つい信じてしまう。どこかで疑っていると、何かあったときに、もっと財産あったんじゃない、使い込んだんじゃないみたいな話になる。それが嫌だから、成年後見人は第三者にということで、すごく増えてしまいました。専門職の成年後見人が全体の4分の3ですからね、すごいじゃないですか。

ところが今、方向転換をしようとしています。何かというと、成年後見人を第三者にしているということは、それなりにお金を支払わなければいけないですね。結局のところ、管理すべき財産のな

い高齢者もいますから、一番手頃だということ、市民後見人という制度を入れることにしました。市民後見人を育てて、この人たちにやってもらったと言ってはみたが、なかなか手がいない。特に身上監護については、本人の性格や歴史を知らないと難しいですね。子どもやその配偶者なら自分の家族ですから良いですが、市民後見人のような「他人様」は嫌って、本人に文句を言われるのは嫌ですよ。それぐらいだったら、専門職の資格を取った方が、よほどましです。

ですから資格者、特に社会福祉士さんなんかは、身上監護に非常に関わる専門職の方たちなので、もっと成年後見人になってもらおう。また、この身上監護との関係で、やはり方向転換して、親族の成年後見人を増やそうということ、厚生労働省は打ち出してきています。そのバックには法務省がいます。成年後見人管轄は法務省ですから。この身上監護、つまり皆さんの日常生活に精通しているのは家族です。しかし、家族が全員精通しているかというところではない。長年離れて暮らしていたら、最近の生活ぶりは分かりませんしね。近くに住んでいたら、家族がどこまで本音を話し合っているかも分からないですから。

この後、看取りの話とかも出てきますね。でも、家族だから逆に話せないとかね。そういったのがあるのです。本音がどこにあるのかって、意外に日本人ってちょっと控えめというか、あまりオープンに話し合えないでしょ。私はドイツの家族、何家族か全部入り込んでいるのですが、彼らは「ここまでは私たちが介護する、ここからは私たちの家族が潰れてしまう、これが限界だ、ここまでみ

て、そこから先は施設で頑張っね」
と、本人も交えて皆で最初から話し合う
のです。それで家族は限界までやって、
高齢者が施設に入ると、やることはやっ
たということで、私が訪ねて行くと一緒
に施設に会いに行ったりするのです。子
どもたちは週に1回、必ず施設に会いに
行っています。だから、罪悪感なんかな
いわけです。話し合った通りにやっている
のであって、ご本人の意思とちゃんと
合致した形でやっているからです。週に
1回、それこそお孫さんを連れて行っ
たりする。それもまた嬉しいわけでしょ。
そういう形の交流の仕方というのが、
ちょっと距離を置いたほうが、親子関係
などもうまくいくことってありますね。
親子だから何でもうまくいくというわけ
にはいかないの、やっぱり相性とかあ
りますから、そういうのも含めて、もう
少しざっくばらんに、日本人も話せるよ
うになったら良いなと思っています。

先輩よろしいですね、これで。拙い話
でしたけれど、私ちょっと早口なので、
また難しい法律用語も出てきて分かりに
くかったかもしれませんが、何かありま
したら、遠慮なく質問していただければ
と思います。どうもご清聴ありがとうございました。

尾崎： どうもありがとうございました。予定

時間が過ぎておりますが、質問時間を5分ぐらい取りたいと思います。本澤先生はじめ、お三方の事例報告のさまざまな取組みに関するご質問等、ぜひいただければ、全体がもっとはつきりするのではないかと思います。

私から本日のセミナーを総括することはできませんが、次のように云えるのではないのでしょうか。このセミナーについて、表面的に見れば、異なる問題を2つ並べたんじゃないかをとれないこともありません。しかし、実は、その根底にある考え方において共通するものがあると思います。それは、自分の意見というものをケアや治療にも反映させて、そうして自ら選んだ道を進んでいかれると、いわゆる充分満足できた人生という形で、安心して、お亡くなりになることも可能ですし、また、ケアを受ける間の人生も、人としての尊厳を維持しながら生活を送ることができるのではないかと。自分の決めた道だからこそ、積極的な、アクティブな生活が実現できるのではないかと思います。そういう観点で見ると、それぞれ繋がりがございます。法律の考え方も含めて、それをより実行的なものにするための支え、さまざまなケアの工夫を、今日ここで話していただいたのではないかと考えています。

本日はどうも長い間ありがとうございました。司会の不手際もあり、質問時間を確保することができず、お詫び申し上げます。長時間の聴講に感謝申し上げます。